

俳句を作るとき、 友だちの作品を無断でうつす

国語

5・6年

遠足の思い出の写真を見ながら、俳句をつくるという国語の授業場面を想定した事例で、「段階的指導モデル」の「A」に該当する事例である。

5分の指導でモチベーションが高まる



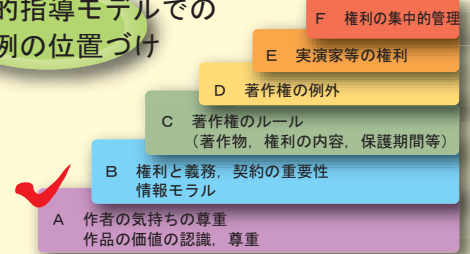
「著作権教育」の学習のねらいと指導のポイント

- 俳句や詩にはそれを作った人がいて著作権がある。
- 優れた作品を参考にしたり、まねたりする学習活動を通して、自分の中で発展させて、オリジナルな作品をつくることが大切であることを理解させる。
- まねをすることがいけないだけでなく、そのまま自分の作品として発表してはいけないことを理解させる。
- 似ている作品であっても、それぞれの思いに基づく表現であれば、独自に創作された作品であることを理解させる。

他の教科への応用例

- 国語での作文や詩、俳句などの創作

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



もっと時間をかけて、ていねいに指導する場合には

学習内容	教師の発問と子どもの反応	留意点
<ul style="list-style-type: none"> ●遠足の時の写真を見ながら、感動を思い出して俳句を作らせる。 	<p>発問例：俳句を作る時にいろいろなものを参考にしてみてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書を参考にする。 ・旅行ガイドを参考にする。 ・友だちの作品を参考にする。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●出来上がった作品を発表させる 	<p>発問例：よく似た作品があるね。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友だちの作品のまねをしたのだろうか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●いろいろなものを参考にするときの注意について考えさせ、話し合う。 	<p>発問例：自分なりの作品を作るときは、どうすればいい？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた作品を参考にして考えるのはいいことだけど、最後には自分で考えて発展させて、作ることが大切なことを理解させる。 	

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権なるほど質問箱」(「引用」で検索)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>



文化庁「はじめて学ぶ著作権」

http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/hajimete_1/index.html

